

図書館協議会関係法令（抜粋）

1 図書館法

（図書館協議会）

第 14 条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 15 条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第 16 条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

2 厚木市図書館条例

（図書館協議会）

第 3 条 法第 14 条第 1 項の規定により、図書館に厚木市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は、6 人とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 社会教育の関係者
- (5) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

3 厚木市図書館条例施行規則

(図書館協議会)

第 20 条 条例第 3 条第 1 項に規定する厚木市図書館協議会（以下「協議会」という。）
に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 協議会の会議は、会長が招集する。

5 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

6 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 協議会の庶務は、中央図書館において処理する。

10 前各項に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。